

薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループとりまとめ ～薬剤師が地域で活躍するためのアクションプラン～



2022年8月18日
東和薬品株式会社
医薬政策課

本資料は正確性を保証するものではありません。あらかじめご了解くださいますようお願い致します。

目次

- 「とりまとめ」※の位置付けについて
- 「とりまとめ」※ 概要
- アクションプラン「1. 対人業務の充実」
- アクションプラン「2. 対物業務の効率化」
- アクションプラン「3. 薬局薬剤師DX」
- アクションプラン「4. 地域における薬剤師の役割」
- その他：「地域の薬剤師会の活動」
- 参考資料

※ 薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループとりまとめ

「とりまとめ」の位置付けについて

薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ とりまとめ

～薬剤師が地域で活躍するためのアクションプラン～

令和4年7月11日
薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関する
ワーキンググループ

薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会

2022.02設置

薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するWG

【WG開催要項より】

1. 目的

(前略) 検討会で抽出された薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関する課題の検討並びにそのために必要な情報の収集及び整理を行うことを目的として開催する。

今後の薬局薬剤師の業務及び薬局の機能のあり方並びにそれを実現するための方策（アクションプラン）について議論された。

WGとりまとめの内容を踏まえて、検討会での議論が進められていきます

出典：厚生労働省_薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するWG資料（2022/02/14, 2022/07/11） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23780.html

こころの健康を、すべてのひとに。あしたの健康を、あなたのものに。

3

「とりまとめ」概要

とりまとめの作成経緯

以下の背景を踏まえ、令和4年2月からワーキンググループを開催。計7回の議論を経て、同年7月にとりまとめを公表。

- ① 地域医療を担う一員として、薬剤師の役割や期待が大きくなっていること
- ② ICT等の技術が発展し、薬剤師を取り巻く環境が変化していること
- ③ 「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」のとりまとめにおいて、患者のための薬局ビジョンの達成状況等を踏まえつつ、薬局薬剤師の業務について検討することとされたこと

基本的な考え方

- ① **対人業務の更なる充実**：処方箋受付時以外の対人業務の充実が必要。また、対物業務を含む対人業務以外の業務の効率化が不可欠。
- ② **ICT化への対応**：各種医療情報を活用して、薬局薬剤師DXを実現していくことが必要。
- ③ **地域における役割**：地域全体に必要な薬剤師サービスについて、地域の薬局全体で提供していくという観点が必要。

具体的な対策（アクションプラン）

1. 対人業務の充実

- 処方箋受付時以外の対人業務（①調剤後のフォローアップの強化、②医療計画における5疾病、③薬剤レビュー、④リフィル処方箋への対応等）を推進すべき（手引きの作成等）。
- 好事例を均てん化するための方策や課題の収集、分析を行うべき。

2. 対物業務の効率化

- 調剤業務の一部外部委託、処方箋の40枚規制、院外処方箋に関する問合せの簡素化等について議論。
- 調剤業務の一部について、とりまとめの内容を踏まえて具体的な安全基準等を検討する。
委託可能な業務：一包化（直ちに必要とするものを除く。）、委託先：同一三次医療圏内の薬局

3. 薬局薬剤師DX

- 薬局薬剤師DXの先進的な取組について、好事例の共有が必要。
- データ連携基盤の構築を進めていくことが必要。
- 薬局以外の場所でのオンライン服薬指導を可能とする方向で検討。（R4年度）（予定）

4. 地域における薬剤師の役割

- 他職種や病院薬剤師との連携：①退院時のカンファレンス等への参加の促進、②他の医療提供施設への情報の発信等。
- 健康サポート業務の推進のための取組：健康サポート機能のエビデンスの収集・周知や、自治体等と連携した取組等。
- 薬局間連携：薬局間を調整するまとめ役の薬局について、地域連携薬局の拡充又は発展形（機能強化型）で検討を進めることかどうか。

出典：厚生労働省_薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するWG資料（2022/07/11） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23780.html

こころの健康を、すべてのひとに。あしたの健康を、あなたのものに。

4

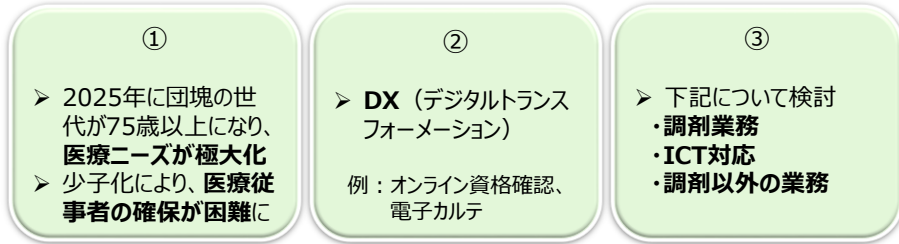
「とりまとめ」 概要

とりまとめの作成経緯

- ① 地域医療を担う一員として、薬剤師の役割や期待が大きくなっていること
- ② ICT等の技術が発展し、薬剤師を取り巻く環境が変化していること
- ③ 「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」のとりまとめにおいて、患者のための薬局ビジョンの達成状況を踏まえつつ、薬局薬剤師の業務について検討することとされたこと



令和4年2月からワーキンググループを開催。計7回の議論を経て、同年7月にとりまとめを公表。

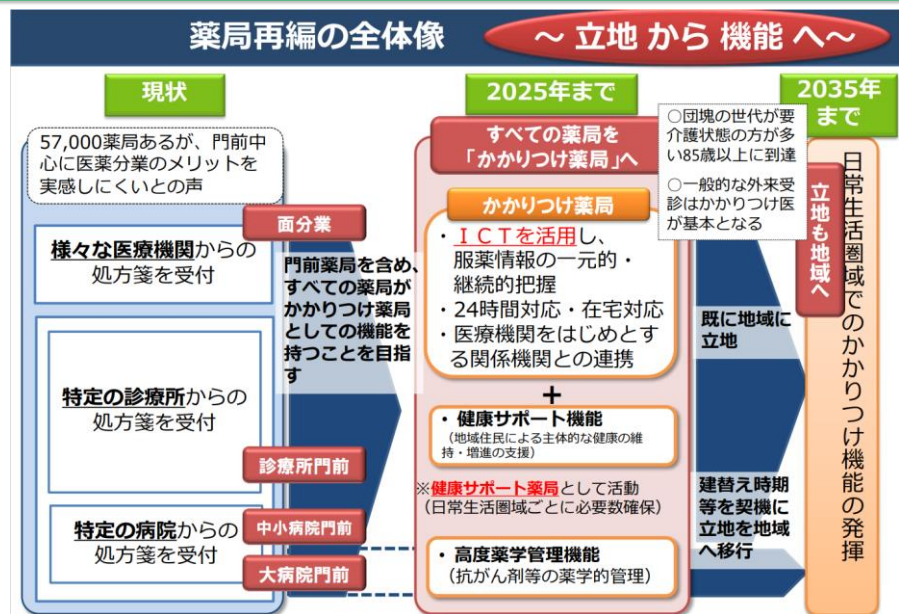


参考：厚生労働省 薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するWG資料（2022/07/11）をもとに作成 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23780.html

こころの薬師を、すべてのひとに。あしたの健康を、あなたのものに。

5

参考：「患者のための薬局ビジョン」



出典：厚生労働省 患者のための薬局ビジョン 概要（2015/10/23） <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000102179.html>

こころの薬師を、すべてのひとに。あしたの健康を、あなたのものに。

6

参考：薬剤師や薬局をめぐる状況と課題

- 薬局全体としては、小規模な薬局や、いわゆる門前薬局が多い。
 - 薬局ビジョンで掲げられた目標（注）を達成しているとは言い難い。
 - 電子処方箋システムをはじめとする医療情報基盤が整いつつあり、こうしたデジタル技術への対応は必須。
- （注）2025年までに、すべての薬局がかかりつけ薬局としての機能を持つことを目指す。

1. 薬剤師や薬局の概況

- 約6.1万の薬局があり、そこに約19万人の薬剤師が従事している。
- 単純比較はできないが、人口あたりの薬剤師数は、OECD加盟国の中で最も多い¹。
- 店舗あたりの薬剤師数が1人又は2人の小規模な薬局が多い²。
- 立地別に見ると、いわゆる門前薬局の割合が多い³。
- 多店舗を営む薬局の割合は増加傾向にある⁴。

- ¹ 日本の薬剤師数は、人口10万人あたり約190人。
- ² 例えば、薬局に勤務する薬剤師数として、1人が約20%、1.1～2人が約33%という報告がある。
- ³ 例えば、診療所の近辺が約6割、病院の近辺が約2割、その他（面薬局等）が約1割という報告がある。
- ⁴ 例えば、経営する薬局の数について、20店舗以上が約38%、約6～19店舗が約18%、2～5店舗が約28%、1店舗が約15%という報告がある。

2. 薬局ビジョンへの対応状況

- 薬局ビジョンでは、「2025年までに、すべての薬局がかかりつけ薬局としての機能を持つことを目指す。」という目標がある。
- これまでの調査結果^{5,6}からは、薬局全体として、薬局ビジョンで掲げられた目標を達成しているとは言い難い。

- ⁵ 例えば、3箇所以上の医療機関を受診する患者の約3割は複数の薬局へ処方箋をもっていくような行動をとっているという調査結果や、特定の1つの医療機関からの処方箋が90%を超える薬局（処方箋集積率が90%を超える薬局）が約35%というデータがある。
- ⁶ 医療機関への服薬状況等の情報提供を過去1年に平均月1回以上行っている薬局は、令和2年末で約40%であった。また、過去1年間に平均月1回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数は、令和2年12月末時点で約35%であった。

3. 薬局薬剤師DX

- 電子処方箋システムをはじめとする医療情報基盤が整いつつあり、こうしたデジタル技術への対応は必須。
 - ・ レセプト薬剤情報や特定健診情報等のマイナポータル経由での閲覧（R3.10～）
 - ・ オンライン診療・服薬指導の恒久ルール策定（R3年度）
 - ・ 電子処方箋システムによるリアルタイムでの処方・調剤情報の閲覧（R5.1～）（予定）
 - ・ PHR(Personal Health Record)、コミュニケーションツールとして電子版お薬手帳の利活用推進
- 電子処方箋はリアルタイムでの処方・調剤情報の閲覧を可能にするものであり、薬局薬剤師の役割を大きく変える。

出典：厚生労働省「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するWG資料（2022/07/11）」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23780.html

こころの薬局を、すべてのひとに。あしたの健康を、あなたのものに。

7

「とりまとめ」概要

基本的な考え方

- ① **対人業務の更なる充実：**
処方箋受付時以外の対人業務の充実が必要。また、対物業務を含む対人業務以外の業務の効率化が不可欠。
- ② **ICT化への対応：**
各種医療情報を活用して、薬局薬剤師DXを実現していくことが必要。
- ③ **地域における役割：**
地域全体で必要な薬剤師サービスについて、地域の薬局全体で提供していくという観点が必要。

具体的な対策（アクションプラン）

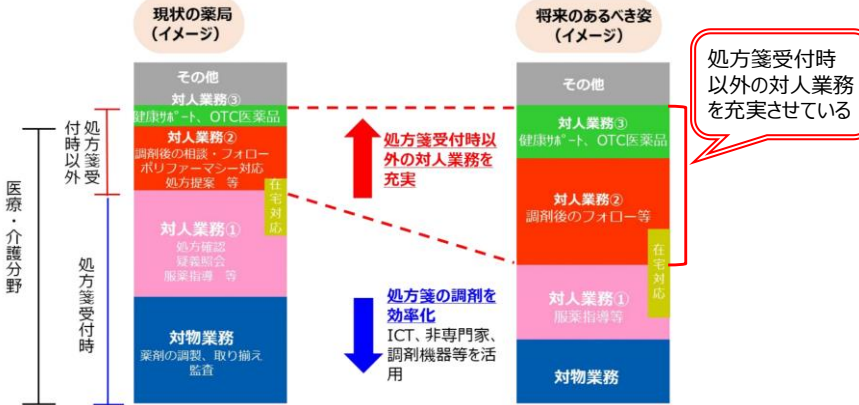
1. 対人業務の充実
2. 対物業務の効率化
3. 薬局薬剤師DX
4. 地域における薬剤師の役割

参考：厚生労働省「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するWG資料（2022/07/11）」をもとに作成 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23780.html

こころの薬局を、すべてのひとに。あしたの健康を、あなたのものに。

8

アクションプラン「1. 対人業務の充実」



- 【推進すべき対人業務】**
- ・調剤後のフォローアップの強化
 - ・医療計画における5疾病*
 - ・薬剤レビュー
 - ・リフィル指示された処方箋への対応
- *がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患

- 【対人業務に必要なスキル習得】**
地域で勉強会、症例検討会の開催・参加
- 【均てん化に向けた取組】**
好事例が全国的に普及するための方策や課題の収集・分析

参考：厚生労働省 薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するWG資料（2022/07/11）をもとに作成 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23780.html
 こころの薬を、すべてのひとに。あしたの健康を、あなたのものに。 9

補足：推進すべき対人業務について

● 調剤後のフォローアップの強化
期待される効果

- 適正使用の推進
- 服薬アドヒアランスの向上
- 問題が生じた場合の受診勧奨、医療機関へのフィードバックが行えること

⇒厚生労働省は、フォローアップの手引き（現在改訂作業中）※の周知や、フォローアップの有用性についての患者への情報提供を行うべき
※薬剤使用期間中の患者フォローアップの手引き（2020年9月 公益社団法人 日本薬剤師会）

● 医療計画における5疾病
(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患)
薬局薬剤師に求められること

- 疾患特性に応じた継続的かつ細やかな対応
- 医療機関等への患者の状態等の情報共有 等

⇒厚生労働省は、取組の好事例の収集・分析し、標準的な手引きの作成を進めるべき

● リフィル指示された処方箋への対応

⇒厚生労働省は、薬剤師が処方医への情報提供や受診勧奨を適切に行うことができるよう、留意点をまとめた手引きを作成することが必要

● 薬剤レビュー※
※患者固有の情報を収集し、薬物治療に関連する問題を分析及び特定し、医師や患者等に情報を伝達する、体系的なプロセス

期待される効果

- 患者の医薬品使用における安全性の向上
- 薬剤師の専門性を活かした対人業務の質の向上

⇒厚生労働省及び日本薬剤師会等は、薬剤レビューの推進に向けた方策を積極的に検討すべき

参考：厚生労働省 薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するWG資料（2022/07/11）をもとに作成 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23780.html
 こころの薬を、すべてのひとに。あしたの健康を、あなたのものに。 10

「とりまとめ」 概要

具体的な対策（アクションプラン）

1. 対人業務の充実
2. 対物業務の効率化
3. 薬局薬剤師DX
4. 地域における薬剤師の役割

参考：厚生労働省 薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するWG資料（2022/07/11）をもとに作成 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23780.html

こころの薬を、すべてのひとに。あしたの健康を、あなたのものに。

11

アクションプラン「2. 対物業務の効率化」

対応方針、具体的な対策（アクションプラン）（例）

（1）調剤業務の一部外部委託

- 外部委託を検討する場合の考え方、対応方針を整理
委託可能な業務：一包化（直ちに必要とするものを除く。）
委託先：同一3次医療圏内の薬局
安全性の確保：安全基準を設ける必要がある（EUのADDガイドラインが参考になるのではないか）。
- ※ 外部委託が法令上実施可能となった後に、安全性、地域医療への影響、薬局のニーズ等を確認し、必要に応じて見直しを行う。

（2）処方箋の40枚規制（薬剤師員数の基準）

- 単純な撤廃又は緩和では、処方箋の応需枚数を増やすために、対人業務が軽視される危険性がある。
- 規制の見直しを検討する場合、診療報酬上の評価等も含め、対人業務の充実の方向性に逆行しないよう慎重に行うべき。
- 一方、外部委託を進める場合は、規制が一部外部委託の支障とならないよう、必要な措置を講じるべき。

（3）その他業務の効率化

- 薬剤師以外の職員の活用（いわゆる0402通知）
 - 実施可能な業務の範囲や要件について更なる整理が必要ではないか。
- 調剤機器の活用
 - 精度管理（精度管理の手法を検討すべきではないか。）
 - 箱出し調剤（課題の抽出等が必要ではないか。）
- 院外処方箋における事前の取決め（プロトコール）に基づく問合せ簡素化
 - 医療機関の医師、薬剤師等の負担軽減、患者の迅速な医薬品の受取に繋がる。
 - 薬業連携の好事例であり、地域の薬剤師会が中心となり、病院薬剤師等と連携しながら、その導入を推進していくべき。

※（1）調剤業務の一部外部委託、（2）処方箋の40枚規制については、規制改革実施計画（2022年6月閣議決定）に検討事項として記載されている

出典：厚生労働省 薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するWG資料（2022/07/11） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23780.html

こころの薬を、すべてのひとに。あしたの健康を、あなたのものに。

12

アクションプラン「2. 対物業務の効率化」

調剤業務の一部外部委託

外部委託の目的：対物業務の効率化を図り、対人業務に注力できるようにすること。

⇒効果や影響等を検証するという観点から適切な範囲で開始し、検証後に見直しを行う。

【調剤業務の一部外部委託に係る考え方及び対応方針】 ※一部紹介

1. 外部委託の対象となる業務

➢ 一包化（直ちに必要とするもの、散剤の一包化を除く）

2. 委託先

➢ 同一の三次医療圏内の薬局（同一法人内に限定しない）

※外部委託サービスの提供が期待でき、かつ、地域医療への影響が大きくなりすぎない程度の集約化が想定できる地理的範囲として設定

3. 安全性

➢ 医療安全が確保されるよう、EUのADDガイドライン※などを参考に基準を設ける必要がある

➢ ①手順書の整備や教育訓練、②適切な情報連携体制の構築、維持、③委託元の指示の記録や、委託先での作業が確認できる記録の保存、④委託元の薬局による最終監査、⑤国や自治体による委託先の監視指導、⑥委託元の薬局による調剤設計の段階での患者への聞き取り、等が必要。

4. その他

➢ 外部委託を利用する場合には、患者に十分説明して同意を得る

※Automated Dose Dispensing: Guidelines on best practice for the ADD process, and care safety of patients(2017 欧州評議会)

出典：厚生労働省 薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するWG資料 (2022/07/11) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23780.html

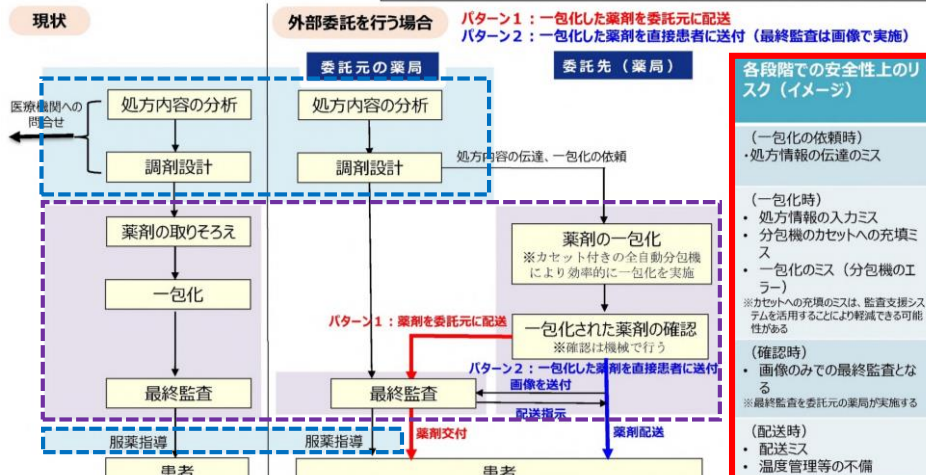
こころの薬局を、すべてのひとに。あしたの健康を、あなたのものに。

13

参考：調剤の一包化を外部委託した場合のプロセス及び安全性のリスク（イメージ）

- 一包化を外部委託した場合、①委託元の薬局が薬剤を患者に交付する場合と、②委託元の指示に基づき外部委託先が患者に薬剤を配送する場合、が考えられる。
- 外部委託時の安全性上のリスクとしては、処方情報の伝達ミスや入力ミスなどが考えられる。

R4. 3. 31 第3回薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するWG 資料2-1 (改)



こころの薬局を、すべてのひとに。あしたの健康を、あなたのものに。

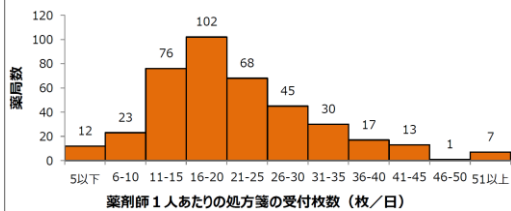
14

アクションプラン「2. 対物業務の効率化」

処方箋の40枚規制（薬剤師員数の基準）

処方箋の40枚規制は、調剤の質を確保する観点から、平成5年（1993年）に規定された。

令和2年度調査によると、薬剤師1人あたりの1日の処方箋の受付枚数は、16～20枚の薬局が最も多く、30枚を超える薬局は約17%。



【検討の方向性】 ※一部抜粋

- 撤廃又は緩和すると、処方箋の応需枚数を増やすために、対人業務が軽視される危険性がある。
- 見直しを行う場合は、対人業務の充実に逆行しないよう慎重に行うべき。
- 一方で、調剤業務の一部外部委託を検討する場合、処方箋の40枚規制が一部外部委託の支障とならないように必要な措置を講じるべき。

出典：厚生労働省_薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するWG資料（2022/07/11） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23780.html

こころの薬を、すべてのひとに。あしたの健康を、あなたのものに。

15

「とりまとめ」概要

具体的な対策（アクションプラン）

1. 対人業務の充実
2. 対物業務の効率化
3. 薬局薬剤師DX
4. 地域における薬剤師の役割

DX（デジタルトランスフォーメーション）とは

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること

参考：厚生労働省_薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するWG資料（2022/07/11）をもとに作成 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23780.html

こころの薬を、すべてのひとに。あしたの健康を、あなたのものに。

16

アクションプラン「3. 薬局薬剤師DX」

【医療情報基盤に関する主な取組】

- レセプト薬剤情報や特定健診情報等のマイナポータル経由での閲覧（2021.10～）
- オンライン診療・服薬指導の恒久ルール策定（2021.3）
- 電子処方箋システムによるリアルタイムでの処方・調剤情報の閲覧（2023.1～）（予定）
- 薬局以外の場所でのオンライン服薬指導（2022年度）（予定）

具体的な対策（アクションプラン）（例）

(1) 薬局薬剤師DXに向けた活用事例の共有

- ・健康相談対応や要指導・一般用医薬品の販売時の活用など、各種医療情報の活用を全国的に進めていくべき。
- ・電子処方箋のモデル事業や薬局薬剤師DXの先進的な取組を通じ、好事例の収集を展開すべき。

(2) 薬局外の場所でのオンライン服薬指導

- ・自宅等からのオンライン服薬指導を認める方向で検討。

(3) データ連携基盤

- ・病名や検査情報など、薬剤師が必要とする医療情報に薬局がアクセスできる仕組みを構築する必要がある。
- ・DXに資する基盤整備は、民間のアプリケーションと連携できるよう、API連携や情報の標準化を進めるべき。

(4) その他

➤ 調剤後のフォローアップ

- ・ICTやAIをフォローアップに積極的に活用する薬局の好事例を収集し、効果の検証や均てん化の手法を検討すべき。

➤ 電子薬歴の活用等

- ・電子処方箋のデータを電子薬歴等と連携できるよう、システム事業者と調整を行うべき。
- ・入力アシスト機能による定型文の活用は、効率化や情報の整理・抽出の面で有用。一方で、個別指導で指摘を受ける場合もあり、頻用文の定型化のあり方の整理を進めるべき。

➤ 薬局内・薬局間情報連携のための標準的データ交換形式

- ・標準的データ交換形式に準ずる規格の作成等について、標準化団体、学会、JAHIS等を中心に必要な検討を行うべき。

11

出典：厚生労働省「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するWG資料（2022/07/11）」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23780.html

こころの薬を、すべてのひとに。あしたの健康を、あなたのものに。

17

参考：薬局以外の場所でオンライン服薬指導を行う場合に係る対応方針

- ① オンライン診療と同様に、薬局以外の場所でオンライン服薬指導を行う場合は、以下を遵守する。
 - i 責任の所在を明確にする観点から**薬局に所属していなければならない**。
 - ii **薬局内に居る場合と同等程度に患者の心身の状態に関する情報を得られる体制を確保する**。
 - iii 患者のプライバシー確保の観点から**公衆の場で行うべきでない**。
 - iv 騒音、劣悪なネットワーク環境など、服薬指導における適切な判断を害する場所で行うべきではない。
- ② さらに、オンライン診療と同様に、セキュリティ及び患者のプライバシーを確保する観点から、患者の心身の状態に関する情報を情報通信機器を用いて取得する場合には、「**医療情報システムの安全管理に関するガイドライン**」を遵守すべき旨も明示する。
- ③ オンライン服薬指導に特有の事由としては、**薬局が責任をもって調剤業務を果たすために、調剤行為等と服薬指導を一貫して行う必要がある**点が挙げられる。このため、オンライン服薬指導を薬局以外の場所で行う薬剤師は、調剤が行われる薬局に所属し労務を提供している薬剤師とする。

※③は① i を包含した概念となるので、関連通知の改正においては、① ii iv、②及び③を盛り込む。

対面の服薬指導を優先すべきと考えられるケース（例）

- ・急性期かつ重症度が高い疾患
- ・副作用が強い薬剤
- ・画面上では副作用が疑われるか否かの判別が困難な薬剤（皮膚や口腔内の症状）
- ・吸入薬やインスリン自己注射等のデバイスの使用説明が必要な場合
- ・濫用や目的外使用が疑われる場合
- ・認知機能の低下等がある患者
- ・不安感が強い患者と信頼関係を構築するために、言葉以外のコミュニケーションが必要な場合

出典：厚生労働省「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するWG資料（2022/07/11）」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23780.html

こころの薬を、すべてのひとに。あしたの健康を、あなたのものに。

18

「とりまとめ」 概要

具体的な対策（アクションプラン）

1. 対人業務の充実
2. 対物業務の効率化
3. 薬局薬剤師DX
4. 地域における薬剤師の役割

参考：厚生労働省 薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するWG資料（2022/07/11）をもとに作成 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23780.html

こころの薬箱を、すべてのひとに。あしたの健康を、あなたのものに。

19

アクションプラン「4. 地域における薬剤師の役割」

具体的な対策（アクションプラン）（例）

(1) 他職種及び病院薬剤師との連携

①退院時のカンファレンス等への参加の促進
病院の地域連携室等との連絡体制の構築や、薬局間の調整を行うことが有用。

②他の医療提供施設への情報の発信
携帯型ディスプレイ用ポンプの取扱いの有無等、各薬局が対応可能な在宅業務を発信する仕組みを構築すべき。

③様式の設定
連携に必要な文書の様式（薬剤管理サマリー、トレーニングレポートなど）を地域で定める。

(2) 健康サポート機能の推進

①健康サポート機能のエビデンスの収集・周知
健康サポート機能の目的を明確にし、その機能が地域住民に与える効果についてエビデンスを収集・周知すべき。

②自治体等と連携した取組
患者の認知度を高め、その取組を地域全体に均てん化するため、自治体等と連携した取組を行うべき。

(3) 地域の実情に応じた薬剤師サービス等の提供体制の検討

① 薬局間の連携

・薬局間の円滑な連携を調整するため、まとめ役となる薬局が必要。
地域連携薬局の要件の拡充又は発展型（機能強化型）として検討を進めるのはどうか。

※ 薬局間連携のあり方としては、以下のような場合が考えられる。
パターン1：人的・物的リソースが豊富な薬局が多くの機能を担い、その機能を各薬局に提供する。
パターン2：人的・物的リソースが豊富でないものの、他の薬局と連携して機能を補完しあう。

※ 薬局間連携は個別の薬局の事情や考えに依存するのではなく、公共的な役割の観点が必要。このため、まとめ役となる薬局は、地域の薬剤師会や自治体と密に連携することが必要。

② 新興感染症、災害等の有事への対応

・行政、医師会、薬剤師会等が連携し、有事の体制を検討する必要がある。
・薬局間連携により、効率的・効果的に必要なサービスを提供する観点が必要。また、まとめ役となる薬局を自治体や関係団体があらかじめ把握しておくことが迅速な対応に繋がる。

③ へき地・離島等への対応

・将来的には医療計画がそれに相当する行政計画に基づき、各地域において対応すべきであり、そのために必要な情報の整理等を進めるべき。

出典：厚生労働省 薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するWG資料（2022/07/11） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23780.html

こころの薬箱を、すべてのひとに。あしたの健康を、あなたのものに。

20

その他：「地域の薬剤師会の活動」

とりまとめの内容のうち、多くは地域の薬剤師会の活動が関連している。

例：

- ・基幹病院等と連携した、勉強会、症例検討会の開催（対人業務に関するスキル習得）
- ・退院時カンファレンスに参加できるよう、病院の地域医療連携室等への働きかけ
- ・災害や新興感染症発生時に備えた対応等、地域で必要な薬剤師サービスの検討（自治体、関係者との連携）

とりまとめに実効性をもたせるために・・・

【具体的な対策】

- 地域における活動の主体は基本的には地域の薬剤師会となると考えられるが、**地域の取組のあり方を検討する際には、会員、非会員に関わらず地域の薬局が協力して議論していくべき。**
- 日本薬剤師会やその他関係者の協力を得て**地域の薬剤師会の活動について調査を行い、好事例の共有を行うとともに、課題等がある場合にはその原因分析や解決策の検討も行うべき。**

参考：厚生労働省_薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するWG資料（2022/07/11）をもとに作成 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23780.html
こころの薬を、すべてのひとに。あしたの健康を、あなたのものに。

21

参考資料

- ①厚生労働省_薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するWG
薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループとりまとめ～薬剤師が地域で活躍するためのアクションプラン～
概要資料（2022/07/11）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000962998.pdf>
 - ②厚生労働省_薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するWG
薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループとりまとめ～薬剤師が地域で活躍するためのアクションプラン～
（2022/07/11）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000962947.pdf>
- 本資料では、①の「概要資料」を一部抜粋し、紹介しています。
詳細については、①・②の資料をご覧ください。
- ③厚生労働省_薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するWG トップページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23780.html
 - ④内閣府_規制改革実施計画（2022年6月7日閣議決定）
https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/220607/01_program.pdf

こころの薬を、すべてのひとに。あしたの健康を、あなたのものに。

22

